

新旧对照表

現 行

改 正 案

別表第4 (第2条関係)
標準事務以外の事務に係る手数料
1～64 (略)
65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料

別表第4 (第2条関係)
標準事務以外の事務に係る手数料
1～64 (略)
65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分		金額		
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この部において「計画」という。)の認定の申請に対する審査	新築に係る計画である場合	住宅が存する建築物(以下この部において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	増築又は改築に係る計画である場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この部において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この部において「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画(以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	251,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	425,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	530,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

名称	事務の区分		金額		
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この部において「計画」という。)の認定の申請に対する審査	新築に係る計画である場合	住宅が存する建築物(以下この部において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円	
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円	
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円	
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円	
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円	
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円	
			対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円	
			対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円	
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円	
	増築又は改築に係る計画である場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定に基づく法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る計画(以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	251,000円
				対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	425,000円
				対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	530,000円

		現 行	
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	627,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(知事が定めるもの)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下この部において「評価方法基準適合計画」という。)である場合(新築に係る計画である場合に限る。)	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	35,000円
	対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
その他の場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,224,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,260,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,216,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

		改 正 案	
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	627,000円
その他の場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,224,000円
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,260,000円
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,216,000円

現 行				
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,961,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	542,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	955,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,628,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	3,008,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	4,284,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	5,270,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査	法第6条第1項の認定を受けた計画（以下この部において「認定計画」という。）が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床	265,000円を計画

改 正 案				
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,961,000円
		増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	72,000円
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	168,000円
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	542,000円
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	955,000円
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,628,000円
			対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	3,008,000円
			対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	4,284,000円
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	5,270,000円
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査	法第6条第1項の認定を受けた計画（以下この部において「認定計画」という。）が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	221,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床	265,000円

現 行			
		面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
	認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>11,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>21,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>109,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>173,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>285,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>343,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>393,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
(3) <u>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>		法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>28,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>90,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>133,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

改 正 案			
		面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>310,000円</u>
	認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>38,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>109,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>173,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>285,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>343,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>393,000円</u>
(3) <u>譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>		法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>47,000円</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>90,000円</u>
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>133,000円</u>

現 行									
	<table border="1"> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>193,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</td> <td>326,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</td> <td>405,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</td> <td>485,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> </table>	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額								
(4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき16,000円								

改 正 案									
	<table border="1"> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>193,000円</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</td> <td>326,000円</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</td> <td>405,000円</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</td> <td>485,000円</td> </tr> </table>	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円								
対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円								
(4) 計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 16,000円								
(5) 認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円								

備考 1 金額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、金額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

2 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、(1)の款中「住宅が存在する建築物(以下この部において「対象建築物」という。)の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

3 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(1) 計画に建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(3)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の110を乗じて得た額

(2) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(3) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

4 計画の変更の認定の申請が次の表の左欄に掲げる基準(長期使用構造等適合計画にあつては、同表(2)の款の基準)に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、同表の中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる金額を加算した額とする。

備考

1 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(1) 計画に建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(3)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の110を乗じて得た額

(2) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(3) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

2 計画の変更の認定の申請が次の表の左欄に掲げる基準(長期使用構造等適合計画にあつては、同表(2)の款の基準)に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、同表の中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる金額を加算した額とする。

		現 行		
事項		区分		金額
(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	評価方法基準適合計画である場合(認定計画が新築に係る計画である場合に限る。)	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
		対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	807,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	その他の場合	認定計画が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,031,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,934,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,811,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,477,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

		改 正 案		
事項		区分		金額
(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	認定計画が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの		38,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		98,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		156,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの		320,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		587,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1,031,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの		1,934,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの		2,811,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの		3,477,000円

現 行	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>187,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>234,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u>

改 正 案	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>47,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>78,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>187,000円</u>
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>234,000円</u>

現 行

別表（第2条関係）
1～5（略）

6 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料

名称	警察手数料を納めなければならない者	金額	
(1) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この部において「法」という。)第4条第1項又は第6条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	法第4条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合 10,500円（同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、6,700円）	
	銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	法第6条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合 3,900円（同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、1,800円）	
(略)	(略)	(略)	
(2) 取扱講習受講手数料	法第5条の3第1項の規定に基づき講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円
(略)	(略)	(略)	
(4) 所持許可併記申請手数料	法第7条第1項ただし書の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	6,800円（同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円）	
(5) 銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の書換えを受けようとする者	1,800円	
(6) 銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者	1,900円	
(7) 銃砲刀剣類所持許可更新申請手数料	法第7条の3第2項の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者	新たな許可証の交付を伴う更新を受けようとする場合 7,200円（同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの	

改 正 案

別表（第2条関係）
1～5（略）

6 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料

名称	警察手数料を納めなければならない者	金額	
(1) 銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この部において「法」という。)第4条第1項又は第6条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	法第4条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合 10,500円（同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、6,700円）	
		法第6条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合 3,900円（同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、1,800円）	
(略)	(略)	(略)	
(2) 取扱講習受講手数料	法第5条の3第1項の規定に基づき猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円
		法第5条の3の2第1項の規定に基づきクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会の講習を受けようとする場合 3,000円
(略)	(略)	(略)	
(4) 所持許可併記申請手数料	法第7条第1項ただし書の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	6,800円（同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円）	
		法第7条第1項ただし書の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする者	6,800円（同時に他のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円）
(5) 銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の書換えを受けようとする者	1,800円	
(6) 銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者	1,900円	
(7) 銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料	法第7条の3第2項の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者	新たな許可証の交付を伴う更新を受けようとする場合 7,200円（同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの	

現 行	
	<p>のにあつては、4,800円)</p> <p>新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合</p> <p>6,800円 (同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円)</p>
(略)	(略)
(13) 年少射撃資格講習受講手数料	<p>法第9条の14第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者</p> <p>9,800円</p>
7~13 (略)	

改 正 案	
	<p>のにあつては、4,800円)</p> <p>新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合</p> <p>6,800円 (同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円)</p>
	<p><u>法第7条の3第2項の規定に基づきクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者</u></p> <p>7,200円 (同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円)</p>
	<p>新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合</p> <p>6,800円 (同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円)</p>
(略)	(略)
(13) 年少射撃資格講習受講手数料	<p>法第9条の14第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者</p> <p>9,800円</p>
<u>(14) クロスボウ射撃資格認定申請手数料</u>	<p><u>法第9条の16第1項の規定に基づきクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者</u></p> <p>9,300円 (同時に他のクロスボウ射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他のクロスボウ射撃資格の認定の申請に係るものにあつては、5,600円)</p>
7~13 (略)	